

平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 イ ク ヨ  
代表社名 取締役社長 酒井政賢  
(コード番号 7 2 7 3 東証第 2 部)  
問合せ先 取 締 役 小磯裕生  
(TEL 0 3 - 3 4 9 9 - 0 1 9 4)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 1 8 年 6 月 2 9 日開催予定の第 6 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

「会社法」(平成 1 7 年法律第 8 6 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 1 7 年法律第 8 7 号。以下「整備法」という)が、平成 1 8 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行なうものであります。

(1) 会社の各機関の設置や株券を発行する規定等を新設するものであります。

- ① 第 4 条 (機関)
- ② 第 7 条 (株券の発行)
- ③ 第 1 1 条 (単元未満株式についての権利)
- ④ 第 1 7 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
- ⑤ 第 2 6 条 2 項 (取締役会の決議方法)
- ⑥ 第 3 1 条 (補欠監査役の予選の効力)
- ⑦ 第 6 章第 3 9 条～第 4 1 条 (会計監査人の設置、選任、任期、報酬等)

(2) 用語の変更等所要の手当を加えるものであります。

第 8 条 (自己の株式の取得)、第 9 条 (単元株式数)、第 1 0 条 (単元未満株券の不発行)、第 1 2 条 (株主名簿管理人)、第 1 3 条 (株式取扱規則)、第 1 4 条 (基準日)、第 1 8 条 (決議の方法)、第 1 9 条 (議決権の代理行使)、第 2 0 条 (議事録)、第 2 2 条 (取締役の選任)、第 2 3 条 (代表取締役及び役付取締役)、第 2 6 条 (取締役会の決議方法)、第 2 7 条 (取締役会の議事録)、第 2 9 条 (取締役の報酬等)、第 3 0 条 (監査役の員数と任期)、第 3 2 条 (監査役の選任)、第 3 3 条 (常勤監査役)、第 3 6 条 (監査役会の議事録)、第 3 8 条 (監査役の報酬等)、第 4 2 条 (事業年度)、第 4 3 条 (剰余金配当の基準日)、第 4 4 条 (中間配当)、第 4 5 条 (配当の除斥期間等)

(3) 用語の変更等所要の手当を加えるとともに今後の機動的な資金調達の確保に備え第6条(発行可能株式総数)について当社の発行可能株式総数を変更するものであります。

また、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築できるよう、第21条(取締役の員数と任期)を現状の経営に即した適正員数に変更するものであります。

ならびに、単元未満株式の権利について明確にするため、第11条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

(4) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減等を資することができるよう、第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

(5) その他、条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木曜日)

以上

別紙

定款変更の内容は、次の通りであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 当社は株式会社イクヨと称し、英文では I KUYO CO., LTD. と表示する。</p> <p>第2条 (目 的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) ゴム製品製造加工並びに販売 (2) 合成樹脂製品製造加工並びに販売 (3) 不動産の売買・斡旋 (4) 金型製造並びに販売 (5) 産業廃棄物の再生処理業及び再生加工 業 (6) 上記に附帯する一切の行為</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は本店を東京都渋谷区に置く。 (新設)</p> <p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は日本経済新聞に掲載してす る。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条 (発行株式の総数) 当社が発行する株式の総数は、<u>2,400万株</u> とする。<u>ただし、消却が行われた場合に は、これに相当する株式数を減ずるものと する。</u>  (新設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) (現行通り)</p> <p>第2条 (目 的) (現行通り)</p> <p>第3条 (本店の所在地) (現行通り)</p> <p>第4条 (機 関) <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の 機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告の方法) (現行通り)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社が発行する株式の総数は、<u>6,000万株</u> とする。</p> <p>第7条 (株券の発行) <u>当社は株式に係わる株券を発行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（自己株式の取得）            当社は、<u>商法211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、<u>取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第7条（<u>1単元の株式の数</u>）            当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>第8条（<u>単元未満株券の不発行</u>）            当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係わる株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第9条（<u>名義書換代理人</u>）            当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。            2、<u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により選定し、公告する。</u></p>	<p>第8条（<u>自己の株式の取得</u>）            当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、<u>取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条（<u>単元株式数</u>）            当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>第10条（<u>単元未満株券の不発行</u>）            当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式に満たない数の株式</u>（以下単元未満株式という。）に係わる株券を発行しない。</p> <p>第11条（<u>単元未満株式についての権利</u>）            当社の、<u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株式予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第12条（<u>株主名簿管理人</u>）            当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。            2、<u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により選定し、公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3、当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第10条（株式取扱規則） 当社が発行する株券の種類並びに<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第11条（基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に<u>記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>2、前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条（招 集） 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。</p> <p>第13条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p>	<p>3、当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第13条（株式取扱規則） 当社が発行する株券の種類並びに<u>株式、新株式予約権及び株券喪失登録に関する取扱い並びに手数料は法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第14条（基準日） 当社の<u>定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第15条（招 集） (現行通り)</p> <p>第16条（招集権者及び議長） (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2、取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p> <p>第14条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。 2、<u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</u></p> <p>第15条 (議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 2、<u>前項の場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会毎に当社に提出しなければならない。</u></p> <p>第16条 (議事録) <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第17条 (取締役の員数と任期) 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p>	<p><u>第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第18条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。 2、<u>会法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</u></p> <p>第19条 (議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。 2、<u>前項の場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当社に提出しなければならない。</u></p> <p>第20条 (議事録) <u>株主総会における議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第21条 (取締役の員数と任期) 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2、取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3、<u>補欠又は増員のため選任された取締役</u>の任期は、<u>現任取締役の残任期間</u>とする。</p> <p>第18条（取締役の選任） 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>2、取締役の選任決議は、<u>累積投票</u>によらない。</p> <p>第19条（代表取締役及び役付取締役） 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を<u>選任</u>する。</p> <p>2、取締役社長は、当社を代表する。</p> <p>3、取締役会の決議により、取締役社長1名を<u>選任</u>し、必要に応じ、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>第20条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2、取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第21条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続を省略することができる。</p>	<p>2、取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3、<u>増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役</u>の任期は、<u>現任取締役の任期満了する時まで</u>とする。</p> <p>第22条（取締役の選任） 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。 (現行通り)</p> <p>第23条（代表取締役及び役付取締役） 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を<u>選定</u>する。</p> <p>2、取締役社長は、当社を代表する。</p> <p>3、取締役会の決議により、取締役社長1名を<u>選定</u>し、必要に応じ、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>第24条（取締役会の招集権者及び議長） (現行通り)</p> <p>第25条（取締役会の招集通知） (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行なう。  (新設)</p> <p>第23条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>第24条（取締役会規定） 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p> <p>第25条（取締役の報酬及び退職慰労金） 取締役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条（監査役員の員数と任期） 当社の監査役は、4名以内とする。 2、監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 3、補欠のため選任された監査役の任期は、<u>退任監査役の残任期間</u>とする。  (新設)</p>	<p>第26条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行なう。 <u>2、当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事については、<u>法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>第28条（取締役会規定） (現行通り)</p> <p>第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、<u>賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条（監査役員の員数と任期） 当社の監査役は、4名以内とする。 2、監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3、補欠のため選任された監査役の任期は、<u>退任監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第31条（補欠監査役の予選の効力） <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条（監査役の選任） 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>第28条（常勤監査役） <u>監査役は、互選により、常勤監査役を選任する。</u></p> <p>第29条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対し発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集手続を省略することができる。</p> <p>第30条（監査役会の決議の方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>第31条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、<u>議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>第32条（監査役会規定） 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p> <p>第33条（監査役の報酬及び退職慰労金） 監査役の報酬及び退職慰労金は、<u>それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。</u> （章新設）  （新設）</p>	<p>第32条（監査役の選任） 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>第33条（常勤監査役） <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第34条（監査役会の招集通知） （現行通り）</p> <p>第35条（監査役会の決議の方法） （現行通り）</p> <p>第36条（監査役会の議事録） 監査役会における議事については、<u>法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印する。</u></p> <p>第37条（監査役会規定） （現行通り）</p> <p>第38条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議により定める。</u> 第6章 会計監査人</p> <p>第39条（選任） <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第34条 (営業年度) 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>第35条 (利益配当金) 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、これを支払う。</p> <p>第36条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配 (以下中間配当という。)</u> をすることができる。</p> <p>第37条 (利益配当金等の除斥期間) <u>利益配当金及び中間配当金</u>が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2、<u>未払の利益配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>第40条 (任期) <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2、<u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第41条 (報酬等) <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>第42条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>第43条 (剰余金配当の基準日) 当社の<u>剰余金の期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。</p> <p>第44条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、<u>中間配当を行なうことができる。</u></p> <p>第45条 (配当の除斥期間等) <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、</u>当社はその支払義務を免れる。 2、<u>未払の配当財産金</u>には利息をつけない。</p>